

紀伊国阿弋川庄の伝領関係

今 江 広 道

は し が き

阿弋川庄⁽¹⁾については、既に早く江頭恒治氏の研究があり⁽²⁾、伝領関係についても、その「二 領有関係」に於て一通り論じておられ、安田元久氏もそれに拠つておられる⁽³⁾。従つて江頭氏の説は通説となつて見えてよからう。しかし同氏の説には納得できない点や、不十分な点があり、更に近時、当庄の伝領に関する重要な新史料も紹介され、又当部にも未だ同氏の利用されていない史料が存するので、それを紹介旁々当庄の伝領関係を再検討したいと思ふ。

先ず江頭氏が、高野山文書中に残存する当庄の領有関係史料を点綴して、考証された結果の概略を記せば左の通りである。

当庄は正暦四年(九九三)八月二十八日付紀伊国符案に記すように、「或時為親王之領、或時為丞相之庄、加以卿相以下五品以上、代々伝領、世々領掌」せしところで、この当時は右大弁平惟仲の領有するところであつたが、長保三年(二〇〇二)六月、惟仲は他の所領とともに、当庄を私建立の寂楽寺に寄進し、其子孫を以て同寺別当たらしむる事とした⁽⁶⁾。

かくて当庄は寂楽寺領となつたが、その領有を不当とする高野山金剛峯寺と紛擾を生じたらしく、既にそれに関する長寛二年(一一六四)の史料が存する⁽⁷⁾。高野山は当庄が大師御手印縁起官符内の地である事を論拠としていたのであるが、先引の正暦四年紀伊国符案等によつても明かな如く、その主張は俄かに肯定する事が出来ない。

しかし、高野山は寿永三年(一一八四)源義経に訴えて、その安堵状を得、更に源頼朝から安堵状を貰つて高野山領となつた⁽⁸⁾。その安堵状は間もなく取消され、文治二年(一一八六)頃には鳥羽宮定恵親王御領となつて⁽¹⁰⁾いる。此の取消は鳥羽宮の御慫慂によつて鎌倉方より取消されたもので、その背後には寂楽寺の策動があつたと考えられる。これより「僅か十一年後の建久八年には権中納言藤原隆房の所領となり、⁽¹¹⁾やがて又嵯峨御所なる領家(?)が出来、次いで嘉禎頃に至つては桜井宮の御領となつて居る」。而して「此の如く頻々たる領家(或は本家?)更替の理由は全く不明」であるが、「寂楽寺は高野山と云う大敵に対抗する必要上、之等の有力なる院宮並に権門を本家として推戴し、自らは領家として其保護の下に立つていたのであるまいか」と推定されている。尚桜井宮時

代は、「本家職と共に領家職をも兼帯していられた」が、文永三年同宮御入滅と共に、本家職は円満院宮が相続され、其の領家職は再び寂楽寺に帰った。しかし高野山側は当庄の奪還を期し、弘安元年以後、離山閉門と云う非常手段に訴えた為、遂に嘉元二年（一三〇四）三月に至り、その本意を達して後宇多院より当庄安堵の院宣を賜わり、¹⁴円満院宮は御遊状を出して本家職を辞された。かくて長寛二年初めて寂楽寺対高野山の紛擾が見えてより百四十二年にして漸くその終末を見るに至つたのである。

(一)

以上が江頭氏の説の要約であるが、先ず正暦以前の領有關係を知り得る史料が発見された。即ち近年、和多昭夫氏によつて紹介された「高野山正智院文書拾遺」¹⁵中の「正暦三年四月日僧延源石垣庄売券案」がそれで、全文は次の如くである。

〔右件庄、元故枇杷左大臣家所領也、而為処分宛給明子、隨即領掌年久、爰在地郡司紀春教構作偽公驗成妨之間、申請公家、頻下給官符、令国宰弁決之処、春教無所避申、進過状避文等早了、具旨注載官符面、其後又為処分、而今依有要用、宛価直米老仞捌佰斛、相副調度文書、限永年売渡正四位

〕下行右大弁兼内藏頭平朝臣惟仲、抑去天慶九年、故左大臣家以石垣庄相別上下兩庄、被処分之時、下庄料相副本公驗被処分、上庄料以案文

家司唱署名、副絵図被宛給、仍不副本公驗、然而官符面具注載由趣、仍唱売買兩人署名立券文如件、

正暦三年四月 日

依枇杷殿仰、為売人加署名

伝燈大法師延源

買人正四位下行右大弁兼内藏頭平朝臣惟仲

判略

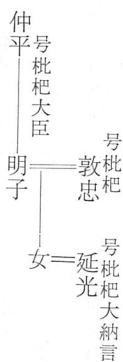
先ずこの文書に見える人名であるが「枇杷左大臣」は大日本古文书編者が傍注するように藤原仲平である。従つて「宛給」された「明子」は仲平の女で藤原敦忠の室となつた人であろう。¹⁶「伝燈大法師延源」とは、御堂関白記寛弘元年（一〇〇四）五月廿四日条に「有僧綱召事^略中大威儀延源」とある大威儀師延源の事であろう。但し延源に当庄を平惟仲に売却する事を命じた「枇杷殿」については、些か考証を要する。

「枇杷殿」とは、当時の慣例から云つて枇杷殿と云う殿舎に住んでいた人を指すと思われるが、正暦年間に住んでいたのは誰であろうか。それには殿舎としての枇杷殿の事を述べなければならぬ。当時の貴族は、他人からは、その住居の殿舎名をとつて呼ばれていたからである。

仍つて「枇杷」を称とする人を分脈より拾うと、仲平の他に、藤原長良・藤原敦忠¹⁷・源延光¹⁸・藤原妍子²⁰がある。又藤原基経が枇杷第に住んでいた事が九曆²¹、拾芥抄²²に見え、藤原道長が枇杷殿を領していた事は御堂関白記にしばしば見えている²³。この中、長良・基経・敦忠及び延光は既

に正暦三年当時は死亡して居り、又妍子は道長から伝領したと考えられるから、残るは道長のみとなる。道長が枇杷殿を領していた事を示す資料で最も古いものは長保五年(一〇〇三)二月廿日に男頼通の元服を枇杷殿で行なつたと云う記述⁽²⁵⁾であるが、それより約十年前の正暦三年(九九二)当時も道長が領していたとも考えられなくはない。

一方高群逸枝氏が明かにされた如く、当時は殿舎を女子に譲り、女子はそこに婿を迎えて住み、婿はその殿舎名を冠して呼ばれたとするならば、仲平の女明子は敦忠を婿とし、敦忠の女は延光を婿として居り、上述の如く敦忠・延光共に「枇杷」をその称号に持っているから、それぞれ妻との婚所によつて称されたのではなからうか。これを系図にすると次の如くなる。

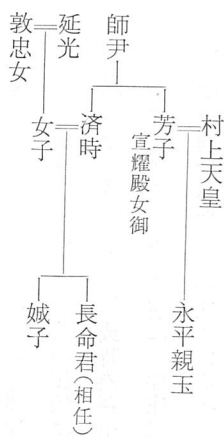


当庄は仲平からその女明子に譲られたのであるから、この売券に見える「枇杷殿」も上掲系図中の誰かではなからうか。この中、仲平・敦忠・延光は正暦当時は既に亡く、明子も恐らく死亡していたであろうから、従つて当時「枇杷殿」と呼ばれたのは、敦忠の女で、かつて延光の室であつた人ではないかと思うのである。故延光室が枇杷殿に住んでいた事は、栄花物語月の宴の巻に天祿二年(九七四)の事として、

かゝるほどに、かのむらかみの先帝の御おとこ八宮、宣耀殿の女御の

御はらのみこにおはします。○中 御おぢの濟時のきみいまは宰相にておはするぞ、よろづにあつかひきこえたまひて、小一条のしんでんにおはするに、この宰相はびはの大納言延光のむすめにぞすみたまひける。母は中納言敦忠の御女也。えもいはずうつくしきひめぎみ、さふげものしてかしづき給。○中 このひめ君の御あにておとこ君をば長命君といひておはす。をばきたのかたとりはなちて。びは殿にてぞやしなひたてまつりたまひける。

とある。⁽²⁷⁾ この一節を系図にすると



となり、長命君を枇杷殿で養つた「をばきたの方」は濟時室の母、即ち敦忠女で、彼女が枇杷殿に住んでいた事が知られる。

この敦忠女が何時迄生存していたのかは明かでないが、栄花物語花たづぬる中納言の巻に、延光歿後、兼通の男朝光が、母の如く年令の違う敦忠女の処へ通つていた事を永観二年(九八四)の事とし、⁽²⁸⁾ 又、同書さまざまのよろこびの巻に、源雅信の女倫子の婿を定める時、その母穆子は、道長と朝光の何れにしようかと考えたが、「かのびはのきたのかたなどのわづらはしくて」遂に道長を婿にしたと云う話を、永延二年(九八八)

の事として⁽²⁹⁾。従つてこれより数年後の正暦三年(九九二)迄生存して
いたと考へてもさして不当ではあるまい。

以上の考察によつて、この売券に見える「枇杷殿」が、道長か敦忠女
かの何れかとなるのであるが、私は仲平との関係から考えると、後者の
方が良いのではないかと思ふ。⁽³⁰⁾⁽³¹⁾

この売券によれば、「右件庄、元故枇杷左大臣家所領也、而為処分宛
給明子、隨即領掌年久」しかつたが、「其後又為処分、而今依有要用」
り、平惟仲に売渡すと云うのである。又後段には「抑去天慶九年、故左
大臣家以石垣庄、相別上下兩庄、被処分」とあるが、この天慶九年の処
分は、その処分方法から云つて前段の「而為処分宛給明子」に当るもの
と考えられるから、「其後又為処分」して敦忠女の所領となつたと考へ
るのである。若し正暦当時の「枇杷殿」が道長を指すものとすれば、明
子から道長に処分された事になるが、系譜上から云つても、その必然性
を考へ難いのである。

以上迂遠な方法ながら、この売券に見える枇杷殿が仲平の孫女で中納
言藤原執忠の女である源延光室ではないかと云う事を明かにした。

なお、この売券によれば、平惟仲の買得したのは、石垣上庄である筈
であるが、正暦四年紀伊国符案には、⁽³³⁾

応任旧例為不輪租田、停止檢田使入勘、右大弁宅所領石垣上下下野并
参箇庄田畠事

と惟仲の所領を石垣上・下兩庄と下野庄の三ヶ庄としている。従つて惟

仲はこの時以外に石垣下庄及び下野庄を入手した事になる。

以上正暦三年石垣庄売券案をもとにして考察した結果をまとめれば、
大凡そ次の如くなる。即ち、枇杷左大臣藤原仲平は天慶八年薨じたの
で、その翌年、仲平の遺領は諸子に配分され、当石垣庄も上下に分けて
二子に配分され、女明子は上庄を伝領し、下庄はその兄遍敬乃至姉暁子
が本公驗と共に相続した。明子は「領掌年久」しかつたが、それを女
(源延光室)に譲つた。彼女は正暦三年「依有要用」り、之を右大弁平惟
仲に売却した。惟仲はこの前後に石垣下庄・下野庄をも入手し、この三
箇庄の国衙檢田使の入勘を停止せられん事を紀伊国衙に申請して、これ
を認められたと云う事になる。この伝領は、国符案に「或時為丞相之
莊」とあるのとは一致するが、「或時為親王之領」とあるのとは合わな
い。しかし国符にはこの文言の前に「件庄已為格前之庄」とある如く延
喜二年の莊園整理令以前からの庄である事が知られるから、以前に親王
の所領であつた事もあるであらうか。

さて当庄の領主となつた平惟仲は、約十年後の長保三年(一〇〇一)六
月廿六日、他の所領と共に、白川寺喜多院へ施入した。⁽³⁴⁾その中の石垣上
庄が「字阿三川」と註される如く、後の阿三川庄である。又白川寺喜多
院は江頭氏の考証の如く、後の寂楽寺の事である。⁽³⁵⁾この後、嘉元二年に
高野山領となるまで(一時中断はあるが)、寂楽寺は当庄の領主となるの
である。

(二)

次に江頭氏が「頻々たる領家（或は本家）更替」と云われ、此を享けた安田氏が「再三の領家交替があり、鎌倉時代を通じてその領有者の安定を見ることができぬ状態」と述べて居られる、鳥羽宮↓藤原隆房↓嵯峨御所↓桜井宮↓円満院宮と云う交替が、果して両氏の説の如く、頻々たる交替と云い得るかどうかを検討してみよう。

先ず鳥羽宮は、例えば文治二年（一一八〇）三月十七日付北条時政下文案に

可早停止三宝房長安同舎弟男助光妨、為鳥羽宮御領紀伊国阿弭河御庄事

と見える。江頭氏は本朝皇胤紹運録の注記に拠り、此の鳥羽宮を後白河院第五皇子定恵親王に比定される。寺門伝記補録(37)より同親王の主な履歴を摘記すると、

仁安元年薙髮受戒。承安四年正月二十一日任権僧正。寿永二年二月十九日補四天王寺別当職。元暦元年叙無品親王。建久元年補長吏。同七年秋四月十八日薨。年四十有一。

であつて、氏の比定は年代的にも合致する。同書によれば、法輪院宮、平等院宮とも称せられ、園城寺長吏次第には円満院法親王とある。円満院門跡相承次第(39)にも其の名が見える。

叙上の経歴によつて天台宗寺門派の僧侶である事が知られる。

次の隆房は暫く措き、その次の嵯峨御所は嘉禎元年（一二三五）十二月廿九日付桜井宮下文案(40)に

紀伊国阿弭河庄預所職者、住心依静法院修造之大功、所宛給也

略中

上件状者嵯峨御所御教書也(41)略下

と見える方である。江頭氏は「後白河院の皇子以仁王の三男僧法園(42)が嵯峨孫王と称し、又桜井僧正と云つたことが本朝皇胤紹運録に見えてゐる。嵯峨御所とは恐らく此人を指称するものか」と推定して居られる。ところで法円は詳しい伝は不明であるが、寺門伝記補録に

僧正法円平等院

法円 高倉宮之子、建久七年十二月四日従大僧正真円受職灌頂、寛喜三年九月三日薨于撰州清澄寺、年五十有四、終於僧正

とあり、薨去の事は明月記寛喜三年（一二三二）九月十八日条にも見える。従つて年代も合ひ、又当部所蔵「山寺諸門系図」中の円満院流相承系図や、同所蔵「円満院殿系図」の法円の項に「号嵯峨僧正」と註している事からも、江頭氏の推定は正しいであろう。ここで注意される事は、定恵も法円も、共に円満院門跡であつたと云う事である。即ち、江頭氏が領家乃至本家の交替と考えられた事は、実は交替ではなく、円満院門跡が当庄を相伝されたのではないかと云う推論に導かれる。此の事は更に次の桜井宮以下を調べる事によつて一層明かになるであろう。

桜井宮とは、前引嘉禎元年の下文案等に見える御方で、江頭氏は後鳥

羽天皇々子覚仁親王に比定される。ところで覚仁親王は寺門伝記補録に
覚仁法親王法輪院

覚仁 後鳥羽院御子、号桜井法親王、建保五年十二月六日於金堂受阿
闍梨位灌頂於前僧正覚朝、時年二十六、(前脱之)年補長吏略 文永三年四月十
二日薨、年五十有九、

とあり、建治二年(一二七六)六月日付阿三川庄雜掌注進状案に「次文永
三年宮御入滅之間云々」とある薨年から云つても江頭氏の比定は正しい
であろう。更上記円満院の法流系図にも覚仁が記され、「号桜井宮」
と註されている。

覚仁親王の跡は「円満院宮」が相伝された事は、上記建治二年雜掌注
進状案に、前掲文に続けて「其御跡円満院宮有御相伝」と記されて居る
事によつて明かである。江頭氏は此の「円満院宮」が誰方であるか比定
を試みて居られないが、それが後嵯峨天皇皇子円助親王である事は、当
部所蔵壬生文書中の「桜井門跡庄園文書」と題する龜山天皇宣旨写によ
つて知り得る。(42)此の宣旨には紀伊国の条に秋津庄と共に当庄の名が見え
ているのである。これは従来余り知られていない文書なので、左に全文
を掲げておくこととしよう。(43)

- 〔補註〕
- 1 当用漢字表にある字は全てこれに従つた。
 - 2 庄園名は原本では一行一庄であるが、一国に多くの庄がある場合
は、便宜一行二庄に改めた。
 - 3 仮に句読点を附した。

寛文五年八月十七日、從円満院殿、此宣旨訓点如何之由、
被尋下、对使令訓了、

円満院 平等院 柏コマ 桜井 花頂
狛 管領了

桜井宮門跡領
円助親王相統管領事

応令無品円助親王進退領掌故無品覚仁親王門跡庄円等事

- 山城国九条庄 賀茂田
- 大和国室庄
- 河内国豊田開田庄
- 摂津国柴嶋庄 大墓庄
- 細原庄 内上庄
- 河面庄 美作庄
- 郡戸伴寺 八条尻
- 相模国吉田庄
- 近江国比良庄 音羽庄
- (和之)知速庄 栗太庄
- 野洲庄 山本庄
- 若狭国依生庄
- 丹後国吉原庄

美作国勅旨庄

紀伊国秋津庄

阿豆河庄

此外散在田地等目錄在別

右得彼家今月六日解状備、件庄園等者、故覚仁法親王門跡領内也、輒不可散在之間、被下院宣、雖令惣領、重猶申降當時之 鳳綸、為備後代之龜鏡者、右中弁藤原朝臣資宣伝宣、權中納言藤原朝臣伊頼宣、奉 勅依請者、

文永五年十一月十三日修理東大寺大仏長官左大史兼豊前守小槻宿禰判(有孝(奉院之)

ところで江頭氏は、桜井宮覚仁親王の跡を相承された円満院宮円助親王と、嘉元二年(一二三〇四)の後宇多院々宣に見える「円満院宮」とを同一人と解して居られる様にも受取れるが、若し同一人と解されたとすれば、それは誤りである。何故ならば円助親王は弘安五年(一二八二)八月十二日に入滅して居られるからである。⁽⁴⁵⁾

当庄が円満院門跡領であつた事は、以上の考察で明かになつたと思ふが、更に次の正応二年(一二八九)七月十九日付関東御教書に「関東元暦元年十二月九日御下知状正文有無、触申円満院、不日可令注進」とある事によつて、正応二年当時も円満院の所領であつた事を知り得る。因に正応二年当時の門跡は、三井統燈記卷第四長吏次第の行覚法親王の条に(47)同(48)正応四年 五月卅日、円満院御師跡被付狛親王之由、被下綸旨庄とあるから、行覚親王と考えて誤りあるまい。

では嘉元二年に高野山に対し避状を出された「円満院宮」とは誰方であろうか。円満院門跡相承次第によれば、行覚以後の門跡は恒助・尊悟・長助・尊兼の各親王であり、円満院殿系図によれば性覚を加えなければならぬ。而して三井統燈記の長吏次第の性覚親王条に「正応四年五月卅日、円満院御師跡一円可有御管領之由、被下綸旨(49)下」とあり、此の記事は先に引用した同書行覚親王条の記事と照応するから、性覚は行覚の次に入る事が知られる。しかし性覚は永仁五年(一二九七)九月二十六日、年三十一を以て薨じて居られ、⁽⁴⁸⁾尊悟は正安三年(一二三〇一)誕生し、⁽⁴⁹⁾正和二年(一二三三)に出家して居られるから、共に嘉元当時の「円満院宮」ではあり得ない。従つて恒助こそ高野山に避状を出された方である事になる。恒助の伝は寺門伝記補録に

恒助親王円満院

親王 後深草院御子、嘉元四年正月二十六日受三部大法職位於大僧正淨雅、時年十六、延慶三年七月二十四日薨、時年二十、

とあり、嘉元二年当時は些かお若い、年代的に合わぬ事はない。従つて恒助が高野山に避状を出された「円満院宮」と考えて誤りあるまい。

かくて鎌倉時代初期より円満院門跡が当庄を領有していた事を明かにした。円満院門跡と云うのは、天台宗寺門派三門跡の一である。同門跡が当庄に有していたのは、本家職であつたと考えられる。

さて先に保留した藤原隆房であるが、これは、建久八年(一一九七)十

一月三日付の「權中納言家政所下文案」⁽⁵⁰⁾及び翌々正治元年八月五日付「中納言家政所下文案」⁽⁵¹⁾の權中納言乃至中納言を同一人と考え、大日本古文書編者が前者に「藤原隆房」と註している事によるものである。⁽⁵²⁾而して、前者に「於惣地頭者^略○中 非領家之進止」とある事と、上述の如く円満院門跡鳥羽宮定恵親王から嵯峨御所法円に本家職が相伝されていた事等より考えると、隆房が当庄に有していたのは領家職であつたと思われる。領家職は、平惟仲が寂楽寺に当庄を寄進して以来、同寺が有していた。しかし次節で述べる如く、元暦元年七月二日に頼朝が高野山に当庄安堵状を与えた時、寂楽寺の領家職は自然消滅した。尋いで頼朝は高野山への安堵状を取消して、之を円満院門跡定恵親王に安堵したのであるが、此の時、定恵親王が得られたのは、云わば当庄に於ける本家・領家兩職であつたのではないか。江頭氏は、円満院が本家・領家兩職を兼帯していたのは桜井宮覚仁親王の時代からと考えて居られるが、嵯峨御所法円の時に、既に湯浅住心を預所職に補任して居られるから、その時代も兩職兼帯であつたと考えねばならない。その淵源は鳥羽宮定恵親王が幕府より当庄の安堵を受けられた時で、隆房は如何なる理由か不明であるが、一時その領家職を円満院より宛給されたのではなからうか。寂楽寺が領家職を再び手に入れるのは、円助親王が師跡を相続された時に「寂楽寺依別相伝、宰相法印仁快全拝領」したものであつた事は、江頭氏の説かれる如くである。

鎌倉時代を通じて円満院門跡が有していた本家職は、単なる得分権で

あつたのではなく、云わば実質的な当庄の領有者であつたと思われる。

(三)

次に第一節と第二節で得た結果をもとにして、平安時代と鎌倉時代を結ぶ源平争乱期に於ける当庄の帰趨を明かにしたい。

寿永三年(元暦元年、一一八四)三月、高野山金剛峯寺は、源義経に対して請特蒙鴻恩裁断弘法大師御領最中紀伊国阿弭河御庄為寂楽寺所司無道令押領子細愁状

を捧げて訴えたので、義経はこれに安堵の外題を書き与え、更に同年七月頼朝も安堵の下文を与えて居る。⁽⁵⁴⁾

抑々高野山は既に寛弘元年(一〇〇四)に平惟仲が当庄を押領したとして訴訟を起して居り、⁽⁵⁵⁾長寛二年(一一六四)にも寂楽寺との間に紛争を生じていた事が知られる如く、⁽⁵⁶⁾早くから当庄の領有権を主張し続けて来た。その論拠とするところは、当庄が所謂弘法大師御手印縁起弘仁七年七月八日官符に載せる金剛峯寺の寺域内に存するから、高野山領であると云うのであるが、大師御手印縁起そのものが偽作されたものであり、しかもその時期や動機が、前述の寛弘元年の訴訟と密接に関係するらしい事は赤松俊秀氏の明かにされた如くである。⁽⁵⁷⁾寂楽寺側には、第二節で詳述した手継証文を有して居たから、公家では高野山の言分を取上げなかつたらしく、これ以前に当庄が高野山の領有下にあつた事を示す史料は存しないのである。ところが、以仁王及び源頼政の挙兵以後、平氏政

権の倒壊・源義仲の入京・義仲の敗死・源範頼・義経の入京等と政権の移動は激しく、全国的な動乱へと突入して行つた。此の混乱期を捉えて当庄の領有権を奪取せんものと、いち早く義経に訴え、更に鎌倉に使者を派遣した高野山の機敏さには驚嘆を禁じ得ない。従前公家に訴えて成功しなかつたものを、漸く関東の一隅に頭角を顕して来た鎌倉政権に訴えて成功を収めたのである。一方永く関東に在つた頼朝は、従前の訴訟の経過等を知る由もなく、且つ鎌倉政権としては、平家追討の最中に、高野山の伝統的勢力を敵に廻す不利を思えば、わずか一通の安堵状で此の勢力を懐柔し得る事は、願つてもない機会であると考へたに違いない。頼朝が高野山の使者が鎌倉に到着した翌日、直ちにその訴えを受理し、寂楽寺との対決も行なわず、一方的に高野山の主張を認めて安堵状を与えている事は、如実に此の事を物語つていゝのではなからうか。

かくて高野山は百八十年来の念願が叶つて漸く当庄の領有権を手に入れたのであるが、その長く続かなかつた事は、前節で述べた如く文治二年（一一八六）には鳥羽宮定恵親王の御領となつて居り、高野山側の三宝房長安並に舎弟助光が逆に当庄を押領したとして訴えられて居る事によつて知られる。仍つて定恵親王が当庄の領知権を得られるに至つた時期と理由を次に考へてみたい。

先ず時期であるが、それを知る手掛りになる史料として正応二年七月十九日付関東御教書⁽⁵⁸⁾に見える左の文言が挙げられる。即ち

関東元暦元年十二月九日御下知状正文有無、触申円満院、不日可令注進^{○下}

とあるのがそれである。この「関東元暦元年十二月九日御下知状」の内容は明かでないが、高野春秋編年輯録正応二年七月条に

法勝寺末派有田郡寂楽寺雜掌奏達元暦元年十二月九日関東御下知状所持之旨、於阿三川庄致押領^{○下}

と記して居る。若し此の記述が信用し得るものならば、寂楽寺が「押領」の論拠となし得るもの、即ち当庄の領知権に関する内容のものであつたと考へなければならぬ。しかも、同年七月二日頼朝が高野山に与えた安堵状を凌ぐものであつた筈である。従つて、元暦元年十二月九日付関東下知状が、高野山に対する安堵状を取消して、定恵親王に安堵した時の下知状ではなかつたか、と思われる。

次にその理由であるが、それを直接示す史料は現存しない。江頭氏は此の点に就いて「此度の取消は鳥羽宮の御愆連によつて鎌倉方より取消されたものに相違なく、鳥羽宮の背後には寂楽寺の策動のあつたことも想像に難くない」と述べて居られる。しかし寂楽寺が如何に策動しようとも、又鳥羽宮が如何に権貴であろうとも、頼朝をして、一度高野山に与えた安堵状を取消させるには、それ相應の論拠が存した事は疑ない。ではその論拠とは何であろうか。私はそれを、円満院門跡が当庄の正当なる領有者であつたのではないかと云う点に求めたい。勿論園城寺は、以仁王挙兵の際、加担した廉により平家より手酷い報復を受けて居り、

頼朝としても、源氏抬頭の犠牲となつた園城寺を看過する事は出来なかつたであらうし、園城寺自身もそれを口実にして、所領の寄進を請うている。⁽⁶⁹⁾しかしそれは、当庄の領有権の問題とは切離して考えるべきであつて、頼朝も、上記の申請に対しては若狭国玉置領と近江国横山の地を寄進する事によつて、⁽⁶⁰⁾一応の義理を果しているからである。それよりも、頼朝が高野山に与えた安堵状を取消していると言う事実そのものが、円満院の当庄に対する領有権の正当性を証明しているのではあるまいか。

上述の如く、頼朝は高野山に安堵状を与える際、全く審理を行なつた様子はなく、一方的に高野山の主張を認めたに過ぎない。ところがその頃、円満院は当庄に対する領有権が中断していた時期であつた。即ち徳治二年(一二三〇)八月日付阿三川庄地頭披陳状案に⁽⁶¹⁾

就中当庄地頭職者、如載先段、為平家没収之地、從被拝領⁽⁷⁾文学上人以來⁽⁸⁾略下

とある如く、当庄は平家没官領であつた。と云う事は、当庄が平家の沙汰であつた事を物語る。而して当庄が平家領となつたのは、以仁王の挙兵に加担した為、治承四年(一一八〇)六月二十日「園城寺末寺庄園没収」と云う処分を平氏政権より受けて居る事と関連するのではなからうか。若し此の推定が許されるならば、高野山は平氏の西走により、当庄の領有権を主張し得るのは領家たる寂楽寺と云う一小寺院に過ぎない時期に、年来の宿願を果す為に鎌倉へ使者を送つて安堵状を得たのである。

る。

(四)

以上の如く見て来ると、当庄に於ける円満院の本案職は平安時代には既に有していた事が明かになつた。それは何時頃からであらうか。次にその点を明かにしたい。

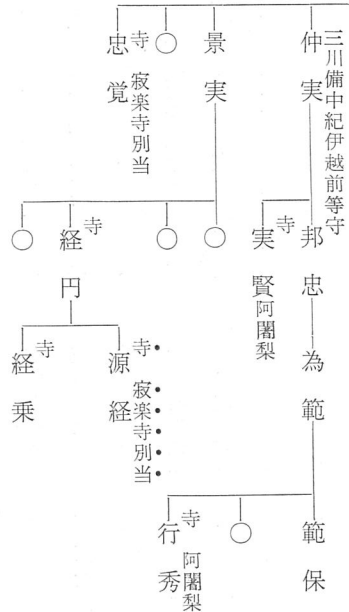
第一節に述べた如く、当庄は平惟仲より白河寺喜多院(寂楽寺)に寄進されたのであるが、寂楽寺別当次第によれば、第二代忠覚の条下に「此時以寂楽寺寄法勝寺末寺、寄附檢校職於行尊僧正」とある。寂楽寺が法勝寺末寺となつたのみでなく、特に檢校職を行尊僧正に寄せたと限定しているのは、法勝寺の寺院組織が、山門・寺門・御室・東寺等の寄合世帯であつた為、特に寺門派の行尊⁽⁶⁴⁾に限定したものであらう。而して寂楽寺も寺門派の寺院であつた。即ち惟仲が寄進する際、同寺別当職について「但自女子外無他子、件女子々孫之中有僧、以彼可令為別当」と規定したの⁽⁶⁵⁾に従つて、惟仲の女と藤原伊周の男道雅との間に生れた観尊⁽⁶⁶⁾が初代別当になつているが、尊卑分脈の観尊の注記に「寺」とあり、当部所藏三井寺灌頂脈譜にも「明尊前大僧正授卅三人」の中に

観尊 少僧都 号北白河⁽⁷⁾ 同⁽⁸⁾一五十一⁽⁹⁾八

從三位左京大夫藤道雅子、永曆三十一⁽⁷⁾廿八⁽⁸⁾六十五⁽⁹⁾

とある。又忠覚以下についても、尊卑分脈式家宇合流に⁽⁶⁷⁾

宇合（九代略）
 能成
 越前守
 母・中納言平惟仲女



とある通り、凡そ寺門派で占めている。これが検校職を特に行尊に寄進した理由であろう。行尊は参議源基平の息で、永久四年（一一二六）園城寺長吏に補せられ、同年任権僧正、保安三年（一一二二）任僧正、翌四年天台座主に補せられているが、⁽⁶⁸⁾ 検校職を寄進された時には或は法勝寺別当であつたのかも知れない。行尊が法勝寺別当であつた事を示す史料は、当部所蔵「円満院殿御系図」の註記のみであるが、寺門伝記補録第十八寺門兼帯職事の条下に「六勝寺別当^{○中} 六勝之中或一寺或二三寺、随時寺僧補之。」とあるから、寺門派が六勝寺別当を兼帯していた事が知られる。恐らく寂楽寺別当忠實は、寺を法勝寺末寺となし、検校職は法勝寺別当行尊に寄進したのであつて、此の時当庄を始めとする寂楽寺領は、領家職を同寺に保留して行尊を本家と仰いだのではなからうか。

ところで、円満院門跡相承次第等によれば、行尊は円満院の師跡を、明行より相続している事が知られる。当庄本家職が円満院門跡に相伝される発端は、寂楽寺別当忠實が、法勝寺別当行尊に検校職を寄進した事に始るのではなからうか。

只、叙上の如く解する場合、二つの問題点がある。その一つは、寂楽寺別当次第の覚証の条に「此時寄進検校職於山門楞嚴院」とある事である。忠實の条下にある註記を上記の如く解すれば、覚証の条下の註も同様に解さざる得ず、従つて、当庄本家職も山門楞嚴院に移つたと解さざるを得ないのである。事実、平惟仲が当庄と共に寂楽寺に寄進した近江国和邇庄に關し、天台座主記の第七十三代権僧正円基の条に⁽⁶⁹⁾

七月十四日、以但馬国三方郷、永寄附横川中堂之由。是根本中堂領木戸庄与楞嚴院領和邇庄有相論^{○下}

とある如く、楞嚴院領と見えている。恐らく別当覚証が山門派であつた⁽⁷⁰⁾ 為、楞嚴院に寄進したものであろう。しかし次の別当実賢以下は上述の如く寺門派であるから、再びその中の幾つかの庄は寺門派に還つたと解したい。⁽⁷¹⁾

次に問題なのは、当庄と法勝寺との関係である。此の点について江頭氏は、続左丞抄所収日前国懸庄々請文案中、治承二年（一一七八）月日付の請文に「法勝寺御領阿氏川庄所課云々」とある事、建長七年（一二五五）十二月廿二日付阿三川上村納錢請取状に「法勝寺護摩用途式貫柒百文」とある事を挙げながら、「或は法勝寺を本家として戴いていたかとも思

われるが、詳細は不明である」と、断定を避けて居られる。しかし後者については、建長当時に当庄の本家が桜井宮覚仁親王であつた事は第二節で明かにした如くである。従つて法勝寺が本家ではあり得ない。恐らくこれは末寺寂楽寺の本寺に対する護摩用途銭の負担を、偶々阿豆川庄に割宛てたに過ぎないのではないかと考へる。又前者については資料の性質が異なるから、果して正確に写されたか否かも明かでないし、或は本寺末寺の關係を誤つて、法勝寺を当庄の本家と考へて法勝寺御領と記したのではなからうか。

むすび

以上、四節に亘つて当庄の伝領關係を述べて来たが、記述が前後したから、もう一度年代順に記述して、本稿の結びとしたい。

当庄は延喜の庄園整理令以前に立庄されたもので、一時、親王の所領であつた事もあるらしいが、やがて枇杷左大臣藤原仲平の所領となつた。仲平は天慶八年死亡したので、その遺領処分が翌九年に行なわれ、当庄の前身石垣上庄は、その女中納言藤敦忠室明子に譲られた。

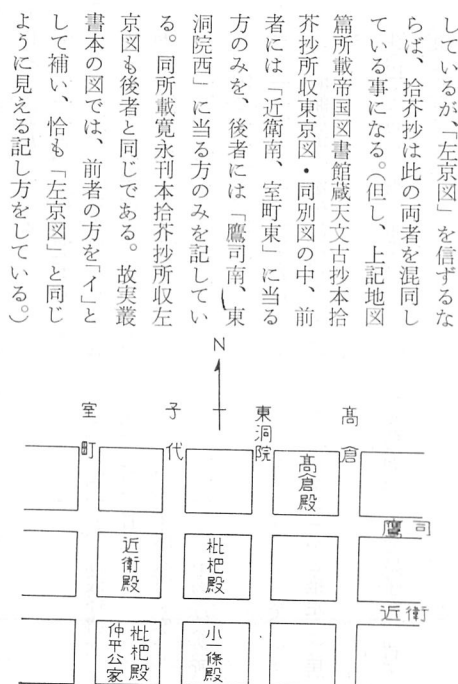
明子は更にその女大納言源延光室に譲り、延光室は、正暦三年当庄を右大弁平惟仲に売渡した。惟仲は女子以外に遺産を譲る者がなかつた為、約十年後の長保三年六月、他の所領と共に私建立の白川寺喜多院(寂楽寺)へ施入し、女子の子孫で僧侶となつた者に同寺の別当職を継がせる事にした。その子孫は大凡そ寺門派の僧であつた為、第二代別当忠

覚の時、寺は法勝寺の末寺とし、検校職は後に円満院門跡となつた行尊に寄進され、此によつて寂楽寺は当庄の領家職を有し、本家職は行尊の法系たる円満院門跡が伝領する事になつたと思われる。一時寂楽寺検校職が山門楞嚴院に寄進され、当庄本家職も楞嚴院領となつたらしいが、間もなく円満院に還り、平安末期に至つたものと考えられる。治承四年以仁王・源頼政の挙兵の際、園城寺もそれに加担した為、平氏政權によつて「末寺庄園没収」と云う処分を受け、当庄本家職も円満院の手を離れて平家領となつた。しかし平家は続いて起つた義仲義経等に追われて西走した。早くより平惟仲が当庄を押領したのだと主張していた高野山金剛峯寺は、この機を捉えて寂楽寺が当庄を押領していると義経頼朝に訴えた。義経・頼朝は、平家追討の最中であると云う時期を考へ、高野山の伝統的勢力を考慮したものか、直ちに高野山に安堵状を与えた為、当庄は高野山領となつた。しかし平家は西走し、以仁王の挙兵に加担した為、大きな被害を蒙つた園城寺は、間もなく、頼朝に当庄本家職の正当の領知権が円満院門跡にある事を主張したらしく、元暦元年十二月九日、幕府は高野山に与えた安堵状を取消して、時の門跡たる鳥羽宮定恵親王に安堵した。以後、嘉元二年に高野山に避状を出されるまで、当庄の本家は円満院門跡が、代々領掌されたのである。

(昭和28・12稿、38・7改稿)

〔註〕

- (1) 当庄の庄名については、阿砥川・阿氏川・当川・安世川・阿瀬川等と種々の字が当てられて居り、又「川」を「河」と記したのも多い。本稿では引用文以外は「阿三川」に統一した。
- (2) 「紀伊国阿三河庄の研究」(経济史研究第二十二号・二十四号)。後、同氏著「高野山領荘園の研究」所収。以下に江頭氏の説として引用するものは全て此の論文である。なお、地理的条件その他の事は、且下の考察の対象外なので、全て此の論文に譲り、今は触れない。
- (3) 「初期封建制の構成」一五八頁以下。
- (4) 大日本古文書家わけ第一高野山文書之八所載一九二七号文書。以下同書所載文書を引用する時は(4)の一九二七の如く略し、宝簡集・続宝簡集等の區別は省略した。
- (5) 同国符案には「右大弁宅所領」としかないが、江頭氏の考証の如く、この右大弁は平惟仲である。
- (6) (4)の一九二五、中納言平惟仲手印文書案。同文書案には、寄進先を「白川寺喜多院」として居るが、これが後の史料に見える寂楽寺である事は江頭氏の考証の如くである。
- (7) (4)の一一一六、大僧正寛遍請文案。
- (8) (4)の四一三、金剛峯寺衆徒愁状の外題及び(4)の四一五、源義経書状
- (9) (4)の四一六、源頼朝下文及び吾妻鏡元暦元年七月二日条
- (10) (4)の二三九二、中原広元奉書案、及び(4)の二八、北条時政下文案。
- (11) (4)の二三九三、権中納言家政所下文案、(4)の一一一七、中納言家政所下文案、(4)の一一一八、阿三川庄預所下文案。
- (12) (4)の一一四六、桜井宮御教書案、(4)の一一四七、桜井宮下文案、尚江頭氏は「嵯峨御所」を後白河院の皇子以仁王の三男僧法園(マ)かと推定して居られる。
- (13) 註(12)に同じ。尚江頭氏は「桜井宮」を後鳥羽院の第七皇子覚仁親王に比定して居られる。
- (14) (4)の一一二七。
- (15) 史学雑誌七〇の七、但し新発見の部分は後半で、前半は(4)の三六四に某庄壳渡状として収められているものである。
- (16) 国史大系本尊卑分脈一ノ四七頁。以下分脈と略称する。
- (17) 分脈の一の四〇頁に「号枇杷」とある。
- (18) 同右書一の四六頁に「又号枇杷」とある。
- (19) 同右書三の四四九頁に「号枇杷大納言」とある。
- (20) 同右書一の六二頁に「号枇杷」とある。
- (21) 真信公教命の天慶七年十二月十一日条に「又仰云、堀河太政大臣元慶、仁和之間、被住枇杷殿」とある(大日本古記録所収「九曆」一一九頁)。
- (22) 「右大臣仲平公宅、昭宣公家」とある(故実叢書本四〇〇頁)。
- (23) 同記に於ける初見は、寛弘元年(一〇〇四)正月二十七日条。
- (24) 長良は斉衡三年(八五六)歿。基経は寛平三年(八九一)歿。仲平は天慶八年(九四五)歿。敦忠は天慶六年(九四三)歿。延光は天延四年(九七六)歿。
- (25) 日本紀略(国史大系本)同日条。
- (26) 「招婿婚の研究」第七章第九節。
- (27) 国史大系本三三頁。但し傍点筆者。
- (28) 同右本五五頁。
- (29) 同右本六九頁。
- (30) 若し本文の如く考えると、殿舎としての枇杷殿は、正暦三年以後、長保五年以前に道長の有に帰したと考えなければならない。しかし、一方枇杷殿と呼ばれる殿舎が二つ存した事を示す史料がある。即ち京都市史地図篇所載の九条公爵家藏延喜式所収左京図(解説によれば鎌倉期のもの)がそれで、関係部分を示せば次頁の図の如くである。この図によれば、子代(烏丸)通と近衛通の交叉点の東北角と西南角との二箇所に枇杷殿があり、西南角の方には「仲平公家」と註記されている。拾芥抄には「近衛南、室町東。或鷹司南、東洞院西」と、その所在に異伝があったかの如き記し方を



しているが、「左京図」を信するならば、拾芥抄は此の兩者を混同している事になる。(但し、上記地図篇所載帝國圖書館藏天文古抄本拾芥抄所収東京図・同別図の中、前者には「近衛南、室町東」に当る方のみを、後者には「鷹司南、東洞院西」に当る方のみを記している。同所載寛永刊本拾芥抄所収左京図も後者と同じである。故実叢書本の図では、前者の方を「イ」として補い、恰も「左京図」と同じように見える記し方をしている。)

ところで、小右記長和三年(一〇一四)三月二十二日条に

黄昏参皇太后宮枇杷殿。今夜移御権大納言頼通家枇杷殿良。

とあり、この事を日本紀略同日条では

皇太后遷御権大納言頼通卿高倉第

と記している。即ち皇太后宮彰子は枇杷殿から、その東北にある頼通の第たる高倉殿に移御されたのである。従つてそれ迄彰子の御在所であつた枇杷殿は、高倉殿の南西に存した事がわかり、拾芥抄に「鷹司南、東洞院西」とする方に当る(「仲平公家」と註する方も、高倉殿の南西には当るが、若しその方がもと彰子の御在所であつたのならば、実質は単に枇杷殿良」とは記さず「近衛南、室町西」の如き表記法をとつたのではなからうか)。云うまでもなく彰子は道長の女であるから、道長の有していた枇杷殿は「鷹司南、東洞院西」にある枇杷殿であつて、「仲平公家」と記された方ではないと云う事になる。

未だ殿舎としての枇杷殿に関する調査は不充分であるから、更に後考に俟ちたい。

(31) 若し正暦三年の売券に見える「枇杷殿」が敦忠女(延光室)であるならば、その仰によつて売券に署名した延源は、敦忠女の近親であろう。或は延光と延源の類似よりすると、延光の男ではなからうか。

(32) 天慶九年の処分時には、石垣庄を上下両庄に分け、下庄を相続した者が本公験を相伝し、上庄を貰つたものが、案文と絵図を相伝している。この様な処分の仕方、兄弟姉妹が父母から所領を処分される時等に一般的に見られる事で、その場合、排行の上位の者が本公験を相伝するのである。而してこの売券は「仍不副本公験」とある通り、上庄の売券である。従つて処分の時に排行の低位の者であつた事が知られる。分脈によれば、仲平には遍敷・暁子(有明親王妃)と明子の三子があり、分脈の記述を信ずれば、明子は末子である。

(33) 註(4)に同じ。

(34) 註(6)に同じ。

(35) 寂楽寺の所在地について、高野春秋編年輯録(大日本仏教)正応二年七月条に「法勝寺末派有田郡寂楽寺」と記し、本書の編者懐英は紀伊国有田郡内に存したと考えていた事が知られる。しかし懐英が本書を編輯したのは元祿七年(一六九四)で(自序)、遙かに年代が下るから、どれ程信用し得るか疑問である。白川寺は又白河寺とも書かれているが(寛弘五年十月廿七日付平安遺文)、その名称から考えると、洛東白川の辺にあつたのではなからうか。後述の如く、後に法勝寺の末寺になつてはいるが、法勝寺は又、白川御堂とも呼ばれ、白川にあつた事は周知の如くである。寂楽寺がその末寺となつたのは、位置の近さと関係があるのではなからうか。

なお「寂楽寺」の寺名は、長承二年(一一三三)七月十二日付中原明兼勅注(平安遺文(四)の二二八一号)の中に

当寺領治幡庄文書

一通 寛弘八年七月十九日 寂楽寺寄文状云 奉寄尚侍殿柚一所事

在近江国高島郡朽木柚者

と見えるが、同一寺か否かは不明である。

(36) (四)の二八、外に(内)の二三九。

- (37) 大日本仏教全書所収。以下同じ。
- (38) 統群書類従巻九十四法中補任の中。以下同じ。
- (39) 同右巻九十六、以下同じ。
- (40) ④の一四四六、外に⑤の一四四七、⑥の一四六五には「嵯峨宮」とある。
- (41) ⑥の一四四九。
- (42) 但し、平惟仲手印文書案(⑥の一九二五)の裏書(建治三年十二月廿一日付)に見える「円満院宮」も同一人であるが、大日本古文書編者は、これに「円助親王」と傍註している。
- (43) 袖にある「寛文五年八月十七日云々」は、書体から云つて、当時の官務小槻重房のものである。従つてこれは、重房が円満院門跡より訓点を施す事を依頼された機会に、自らの手許にも一本を写し置いたものと思われる(龔祖有家の奉じたものである為か?)。その故か、明かに誤写と思われるものもあり、また、原本の体裁を損じているところもあると考えられるが、そのままとした。
- (44) 皇親にして円満院門跡を相承された方は、何れも円満院宮乃至円満院法親王と称せられた。従つて、江頭氏がその様な意味で「本家として上に円満院宮を戴き云々」と述べて居られるのなら、お詫びしたい。
- (45) 寺門伝記補録。
- (46) ①の四二一。
- (47) 大日本仏教全書所収。
- (48) 寺門伝記補録。
- (49) 同右。
- (50) ⑥の二三九三。
- (51) ④の一一一七。
- (52) 編者が如何なる理由で前者にのみ隆房と註したのかは明かでない。因に公卿補任によれば、建久八年より正治元年の間に、権中納言より正官に転じたのは隆房の外に藤原忠経がある。今は大日本古文書の註記に従う。
- (53) ①の四一三。又、①の四一五参照。
- (54) ①の四一六及び吾妻鏡元暦元年七月二日条。
- (55) 平安遺文(②)の四五一号文書。此の争は寛弘五年頃まで尾を引いている(同書四四三号文書)。従つて江頭氏が、次の長寛の紛争しか挙げておられないのは誤り。
- (56) ④の一一一六。
- (57) 「高野山御手印縁起について」(無證先生 国史学論叢所収)
- (58) 註(45)に同じ。
- (59) 吾妻鏡元暦元年十一月廿三日条。
- (60) 同右書同年十二月一日条。
- (61) ⑥の二三九四。
- (62) 百鍊抄同日条。
- (63) 竹内理三氏「六勝寺建立の意義」(律令制と貴族政権Ⅱ所収)
- (64) 行尊が寺門派である事は後述参照。
- (65) 註(6)に同じ。
- (66) 分脈一の三〇八頁。又大鏡にも
(道雅)
此君故師中納言惟仲の娘にぞすみ給て、男一人うませ給へりしは、法師にて、明尊僧正の御房にこそおはすめれ
とある(国史大系本一二四頁)。
- (67) 二の五四〇頁。但し傍点筆者。「寂楽寺別当」の註記のない実賢、行秀、経乗も恐らく当寺別当であらう。
- (68) 寺門伝記補録其の他。
- (69) 統群書類従巻第百。
- (70) 尊卑分脈に覚証は幾人か見えるが、頼宗流俊保の男(一の二五八頁)と道綱流時経の男(一の三四一頁)には何れも「山」の註記がある。年代からは前者か。
- (71) 前節で紹介した桜井宮門跡庄園文書にも「和邇庄」が見える。天台座主記に見える「和邇庄」との異同は未勘。
- (72) ④の九五三。
- (73) 六勝寺領を詳細に調査された恩師奥野高広先生も、当庄の事には触れて居られない(国学院雑誌五七の七「六勝寺領の研究」)。